

神戸市灘区役所証明写真自動撮影装置設置業務仕様書

1. 募集内容

- (1) 業務名称 神戸市灘区役所証明写真自動撮影装置設置業務
- (2) 設置場所 神戸市灘区桜口町4丁目1-1 灘区役所内2階別紙図面のとおり
- (3) 業務内容 証明写真自動撮影装置を設置、運営する。
- (4) 設置期間 2025年4月1日から2030年3月31日まで
- (5) 貸付面積 証明写真自動撮影装置1台の設置に必要な面積
※ただし現行機の設置面積（幅174cm×奥行118cm程度）と同程度であること。
※応募前に現地を確認し、装置利用者の動線や装置の搬入・撤去に必要な経路を確認しておくこと。
- (6) 契約方法 地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づく貸付とし、市有財産賃貸借契約を締結する。
- (7) 貸付料 最低募集価格（非公表）以上で、応募申込時に提出された価格提案書の額を貸付料とする。なお、電気使用料は含まない。
- (8) 設備条件
 - ①車椅子利用に対応可能なバリアフリータイプの証明写真機であること。
 - ②マイナンバーカードの交付申請に対応できること。
 - ③業者によるフルメンテナンス体制であること。
具体的には、商品補充、品質管理、つり銭補充、故障時の即時対応、売上金回収、装置の保守・点検、修理等、装置の設置及び管理運営にかかるすべてのメンテナンスを設置事業者の責任で行うこと。また、各メンテナンス作業については、閉庁時間帯に実施すること。ただし、緊急を要する場合等、本市が特に指示した場合はこの限りでない。
 - ④トラブル発生時には、速やかな顧客対応を設置事業者の責任で行うこと。また、故障等への問い合わせ並びに苦情に備え、「問い合わせ先（取扱い事業者及び電話番号）」を装置に表示すること。
 - ⑤下記に掲げるすべての用途に対応する写真サイズの撮影機能を備えていること。
 - (ア) マイナンバーカード申請用
 - (イ) 特別永住者証明書申請用
 - (ウ) パスポート申請用

(エ) 運転免許証用

(オ) 履歴書用

※装置設置後に、法令改正等により写真サイズが変更された場合も柔軟に対応すること。

⑥日本語に加えて、英語・韓国語・中国語・ポルトガル語・スペイン語での案内機能を有していること。

⑦装置の電気使用量を補足するため、設置事業者の費用負担で子メーターを取り付けること。子メーターの取り付けが困難である場合は、使用電気量の算出根拠資料を提出すること。

⑧証明写真撮影料金（設置事業者の収入）の設定は任意とする。ただし、周辺地域内における同等機種の平均的な料金と比べて著しい不均衡が生じないように留意すること。

⑨毎月の売上実績を、翌月末までに報告すること。なお、当該売上実績は、次回の設置事業者選定の際に公表することがある。

⑩貸付期間中は、特段の事情がない限り、開庁時間中の装置の稼働に努めること。

開庁日 土日祝日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）を除く全日

開庁時間 8時45分から17時30分まで

※上記の開庁日時は変更することがある。

※上記のほか、木曜日は20時00分まで開庁延長している。また、3月最終日曜日及び4月第1日曜日は8時45分から17時30分まで開庁しているが、いずれも装置を稼働させなくてもよいこととする。

⑪貸付期間終了時は、貸付期間内に装置を撤去すること。また、設置・撤去等に関する一切の費用は設置事業者が負担すること。

2. 支払い条件

貸付料は、本市の発行する納入通知書により、6カ月分を半年ごとに支払うこと。納入期限は、前期分は4月30日まで、後期分は10月31日までとし、支払われた貸付料は返還しないこととする。ただし、本市の責めに帰すべき理由で証明写真自動撮影装置を稼働できなかった期間がある場合は、別途協議するものとする。また、電気使用料については、別途消費電力等に応じ算出した額を納めること。

3. 保証金

上記1（5）による市有財産賃貸借契約から生ずる債務を担保するため、設置事業者は賃料3か月分に相当する額を保証金として契約と同時に納付すること。

4. 違約金

用途指定違反、善管注意義務違反、転貸等の禁止条項に対する違反、暴力団等該当があった場合に、賃料の12ヶ月分相当の違約金を請求する。

5. 契約解除

用途指定違反、賃料の6か月以上の延滞、転貸等の禁止条項に対する違反、暴力団等該当があ

った場合には、直ちに契約を解除する。また、設置事業者の都合による契約解除については、4か月前まで書面より市に申し出ること。なお、設備の撤去に費用が発生する場合については、別途撤去費を請求することとする。

6. 費用償還請求権の放棄

設置事業者が投じた必要費及び有益費があっても、市に請求できないものとする。

7. その他

- (1) 神戸市及び区役所の信頼及び品位を損なうことのないよう、細心の注意を払うこと。
- (2) この仕様書に明記されていない細部の事項については、本市の指示に従うものとする。
- (3) 業務の実施にあたり、疑義が生じたときは、両者が協議してこれを解決するものとする。